マイナンバー法に基づく山梨県個人情報保護条例の改正に係る「県民意見提出制度」の実施について

改正が必要な理由

社会保障・税番号制度と個人情報保護

マイナンバー法の施行に伴い、個人番号の利用により、国民の利便性を向上させる等の効果が期待される一方で、特定個人情報は、強力な識別機能を有する個人番号を含むため、一般の個人情報に比べて、より厳格な保護措置を講ずることとされた。

＊「特定個人情報」…個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

【保護措置の内容】

① マイナンバー法において直接規定して措置するもの

・ マイナンバー法第9条［個人番号の利用の制限］ 個人番号を利用できるのは、同法別表第1に定める事務と、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で地方公共団体が条例で定めるものに限定する。

・ マイナンバー法第19条［特定個人情報の提供の制限］ 同条に定めるものの他、特定個人情報の提供をしてはならない。

※ これらの規定は、地方公共団体にも直接適用がある。

② マイナンバー法による一般法(行政機関個人情報保護法等)の読み替え等により措置するもの

・ より厳格な保護措置を講ずるべき「特定個人情報」は、「個人情報」に含まれる概念であるため、一般法における保護措置とマイナンバー法における特定個人情報の保護措置との整合が図られるよう、読み替え規定を置く（マイナンバー法第29条、第30条）。

※ この規定は、行政機関個人情報保護法等の適用のない地方公共団体には直接適用されないため、マイナンバー法第31条において、地方公共団体に対し、同法の講ずる措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることを求めている。

⇒ 番号法において講ずることとされている特定個人情報の保護に係る措置に準じ、**山梨県個人情報保護条例を改正する必要がある。**

条例改正の概要

○ **個人情報の利用及び提供（条例第１０条）**

［従来の個人情報］ 利用目的以外の自己利用及び提供を原則禁止。以下の場合は、例外として認める。

ア 法令に基づく場合

イ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

ウ 利用について相当の理由があるとき 等

＋［特定個人情報］ 利用目的以外の自己利用を原則禁止。例外は、以下の場合のみ

・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

※ 目的外利用の範囲をより限定することにより、保護を強化する。

○ **開示請求手続の調整（条例第２８条）**

［従来の個人情報］ 他の法令による開示請求ができる場合には、条例による開示請求を行えない。

＋［特定個人情報］ マイナンバー法により開示請求ができる場合でも、条例による開示を可能とする。

※ マイナンバー法による開示請求は、インターネットを用いた方法のみとされているため、パソコンを利用できない者でも開示請求ができるように、マイナンバー法による開示請求手続（インターネットによる請求）と条例による開示請求手続（紙文書による請求）の両方を可能とする。

○ **開示請求権の保障（条例第１４条から第１６条まで）**

［従来の個人情報］ 開示請求ができるのは、本人及び法定代理人

＋［特定個人情報］ 本人及び法定代理人に加え、委任による代理人も開示請求ができることとする。

※ 本人関与の手続を一層保護する。特に高齢者などを念頭に、本人による開示請求手続が困難な者に対して開示請求権を確保する。

等

○ **情報提供等の記録（条例第１０条、第１４条から第１６条まで、第２８条 等）**

マイナンバー法では、情報提供ネットワークシステムにより県と他の行政機関等との間で特定個人情報の照会・提供を行うことができるものとされており、その際のやりとりについては、情報提供等の記録として保存することとされている。

情報提供等の記録には特定個人情報が含まれる。

情報提供等の記録は、新たな情報類型で、従来の条例の想定外であるため、特定個人情報に準じた特例を設けることとする。

意見募集の必要性

社会保障・税番号制度への県民の不安

利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤を目指すという番号制度の理念の一方、昨今の個人情報保護に対する意識の高まりから、本制度に対しては、**個人情報の漏えい・不正利用・一元管理等への不安**が生じている。

具体的には

①個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が漏えいするのでは・・・

②個人番号の不正利用等により被害を被るのでは・・・

③国家により個人の様々な個人情報が一元管理されるのでは・・・

そこで

県民の権利義務に直接関わる本条例を改正するにあたり、**県民の不安を払拭し信頼を確保するため、広く県民から意見を募集する必要がある。**
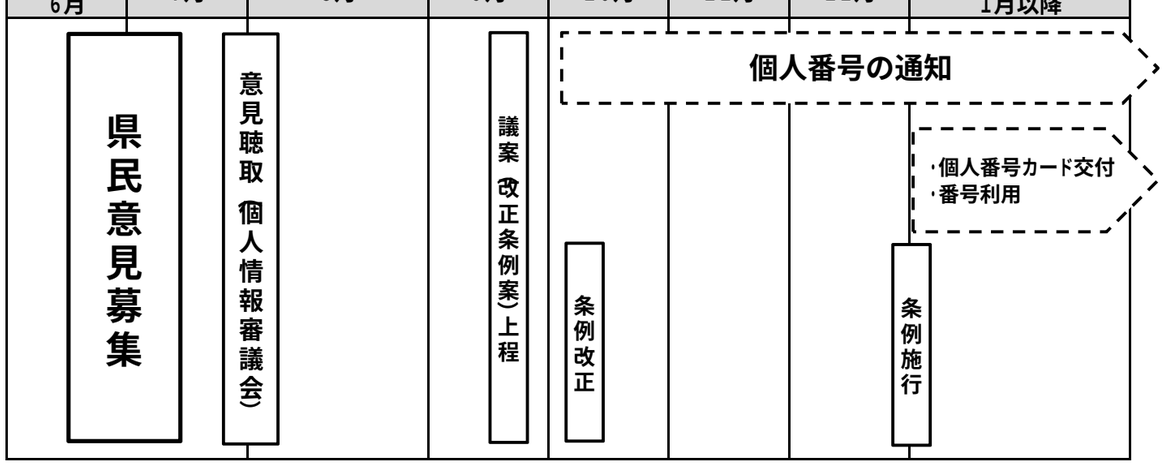
今後の主なスケジュール